

中国市場に関する損害保険業界の現状と課題

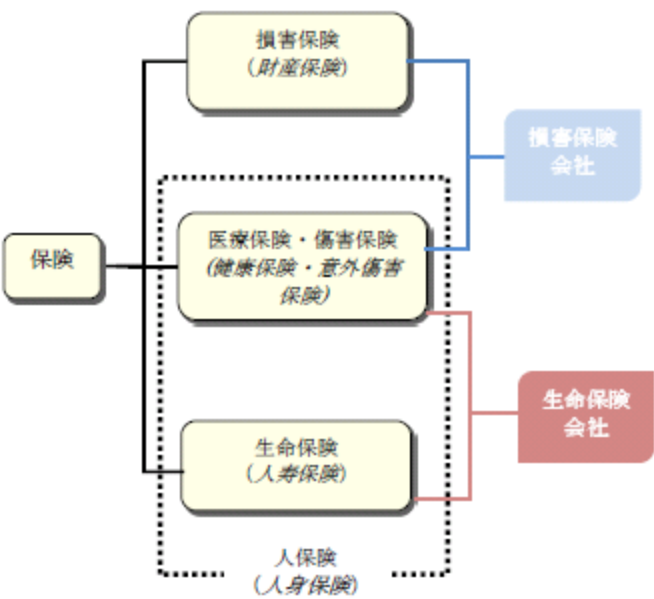
2018年10月5日

SOMPOホールディングス
海外事業企画部 東アジアグループ

1. 中国の損害保険市場の概要－中国における損害保険分野

- ・中国では、保険会社(国有企業、民営企業)が商業ベースで販売する保険を商業保険と呼んでおり、社会保険とは区別されています。
- ・中国保険法第2条によると、保険について以下のとおり定義されており、保険は損害保険と人保険に分類されています。
- ・また、同保険法により、損害保険業務と人保険業務との兼営が禁止されていますが、短期の医療保険等、一部、人保険の範疇に属する保険も損害保険会社での取り扱いが認められています。

図表 1 中国における保険分類



保険契約者が契約の約定に基づいて保険者に保険料を支払い、保険者は契約で約定した偶発的な事故による財産損失に対して保険金支払の責任を負う、または被保険者の死亡、傷害、疾病、もしくは契約で約定した年齢、期限に達した際に保険金支払の責任を負う商業保険行為をいう。

さらに、同保険法第 12 条および第 95 条によると、次のとおり、保険は損害保険と人保険に分類される。

損害保険とは、財産およびそれに関連する利益を保険目的とする保険である。財産損失保険、責任保険、信用保険、保証保険などを含む。

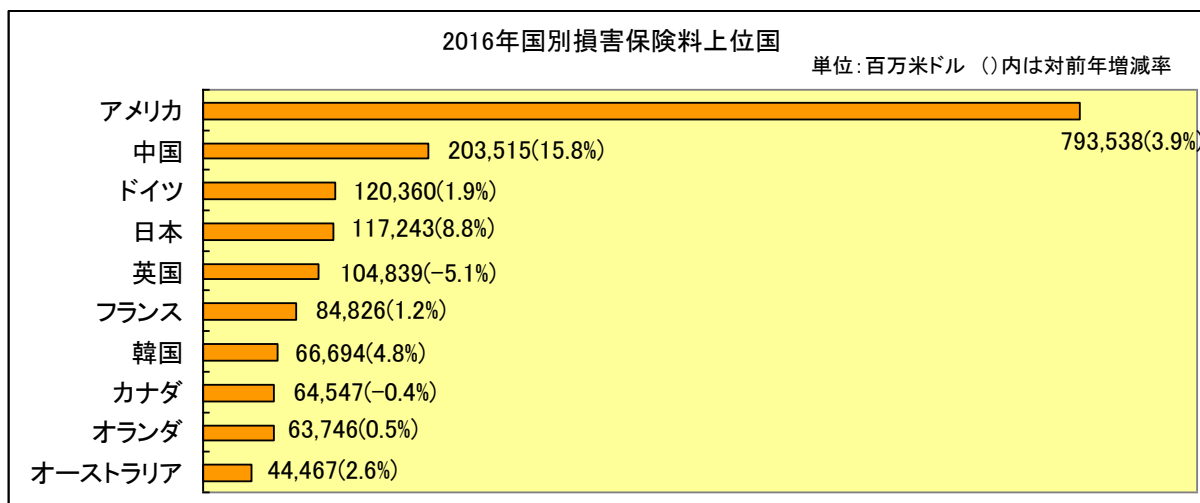
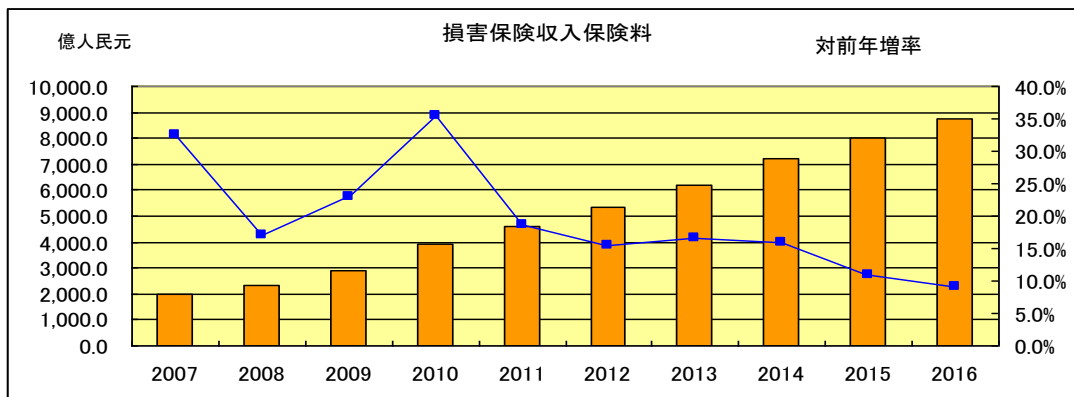
人保険とは、人の寿命および身体を保険目的とする保険である。生命保険、医療保険、傷害保険などを含む。

また、同保険法第 95 条では損害保険業務と人保険業務との兼営が禁止されているが、同条では「損害保険業務を営む保険会社は、短期の医療保険(健康保険)および傷害保険を取り扱うことができる」とされ、いずれも人保険の範疇に属する保険であるが、損害保険会社でも取り扱いが認められている。(図表 1)

(出典) CIRC ホームページより

1. 中国の損害保険市場の概要－市場規模

- ・中国の損害保険市場は年々拡大を続けており、2017年の損害保険収入保険料は10,541億元(約17.2兆円)となっています。
- ・2016年時点で過去10年平均19.4%拡大しており、市場規模は日本の損害保険市場の約1.7倍、中国は世界第2位の規模となっており、今後も引き続き高い成長率が見込まれています。



1. 中国の損害保険市場の概要－中国の損害保険会社

- ・中国には、2017年末時点で、中資系損害保険会社63社、外資系損害保険会社22社の合計85社の損害保険会社があります。
- ・中資系損害保険会社大手3社(PICC、平安保険、太平洋保険)で約60%のマーケット・シェアを占めています。
- ・外資系損害保険会社は、拠点数の少なさ、知名度の低さから、約2%の低シェアにとどまっています。

【2017年度中国損害保険会社元受保険料ランキング】

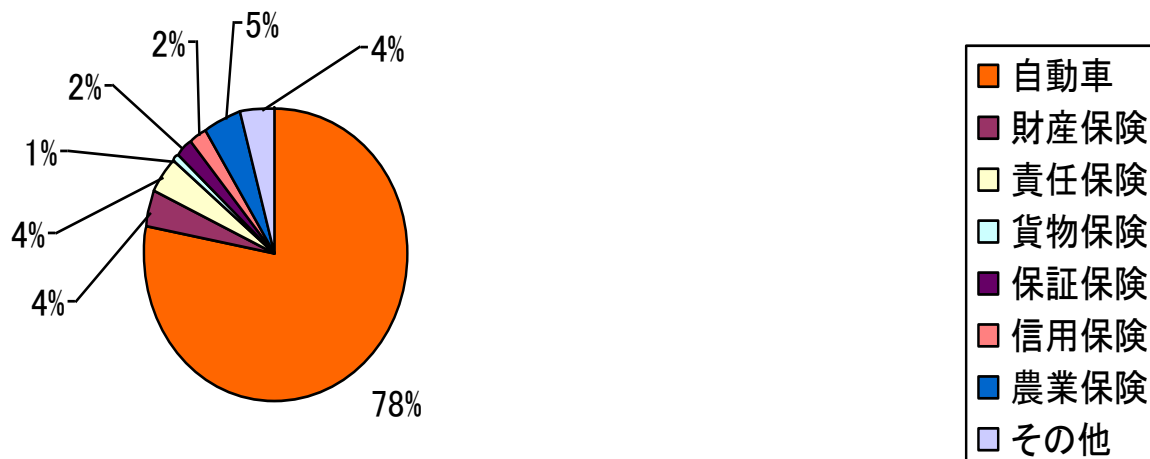
順位	中国損保会社Top20	元受保険料(万元)	シェア	順位	外資損保会社Top20	元受保険料(万元)	シェア
1	人保(PICC)	34,929,008	33.1%	15	安盛天平(AXATP)	794,615	0.80%
2	平安(Ping An P&C)	21,598,387	20.5%	32	中航安盟(Groupma)	209,826	0.20%
3	太平洋(CPIC Property)	10,399,415	9.9%	38	利宝互助(Libertymutual)	152,943	0.20%
4	国寿财产(Chinalife P&C)	6,621,505	6.3%	41	美亚(AIG China)	141,974	0.20%
5	中华联合(China United Property)	3,882,857	3.7%	43	国泰财产(Cathey)	130,140	0.20%
6	大地财产(China Continent Property)	3,712,319	3.5%	48	富邦财险(Fubon)	92,587	0.10%
7	陽光财产(Sunshine P&C)	3,345,866	3.2%	49	安联(Alianze)	91,265	0.10%
8	太平保险(Taiping General)	2,206,861	2.1%	50	三星(Sumsung Property)	85,453	0.10%
9	出口信用(China Export&Credit)	1,848,869	1.8%	57	中意财产(Generali)	56,276	0.10%
10	天安(Tianan Property)	1,417,196	1.3%	58	东京海上	54,195	0.10%
11	华安(Sinosafe)	1,127,182	1.1%	60	苏黎世(Zurich)	51,449	0.10%
12	永安(Yong An)	844,558	0.8%	61	安達保險(Chubb)	51,435	0.10%
13	英大财产(Yingda Taihe Property)	830,446	0.8%	64	三井住友	45,411	0.10%
14	华泰(Huatai)	796,390	0.8%	66	日本财产	37,267	0.10%
16	安邦(An Bang)	678,459	0.6%	71	史带财产(Starr)	18,396	0.10%
17	永诚(All Trust)	639,678	0.6%	74	瑞再企商(Swiss Re)	13,820	0.10%
18	衆安财产(Zhong An)	595,735	0.6%	77	乐爱金	10,749	0.10%
19	中银保险(China bank)	555,860	0.5%	78	现代财产(Hvundai)	10,472	0.10%
20	紫金财产(Zking P&C)	508,571	0.5%	80	日本兴亚	5,868	0.10%
21	安华农业(An Hua Agricultural)	486,105	0.5%	81	爱和谊	5,316	0.10%
					総合計	105,413,815	

出所: CIRCホームページ

1. 中国の損害保険市場の概要－保険種目

- ・中国における最大の損害保険種目は自動車保険であり、損害保険種目全体の70%以上を占めています。
- ・中国における自動車保有台数の増加、付保率の伸びに比例して、自動車保険市場規模が拡大しており、今後も引き続き自動車保有台数の増加が見込まれることから、引き続き成長を牽引する種目となると予想されます。
- ・中国の自動車保険は、日本と同じように「強制保険(交強險)」と「任意保険」の2階建構造となっています。

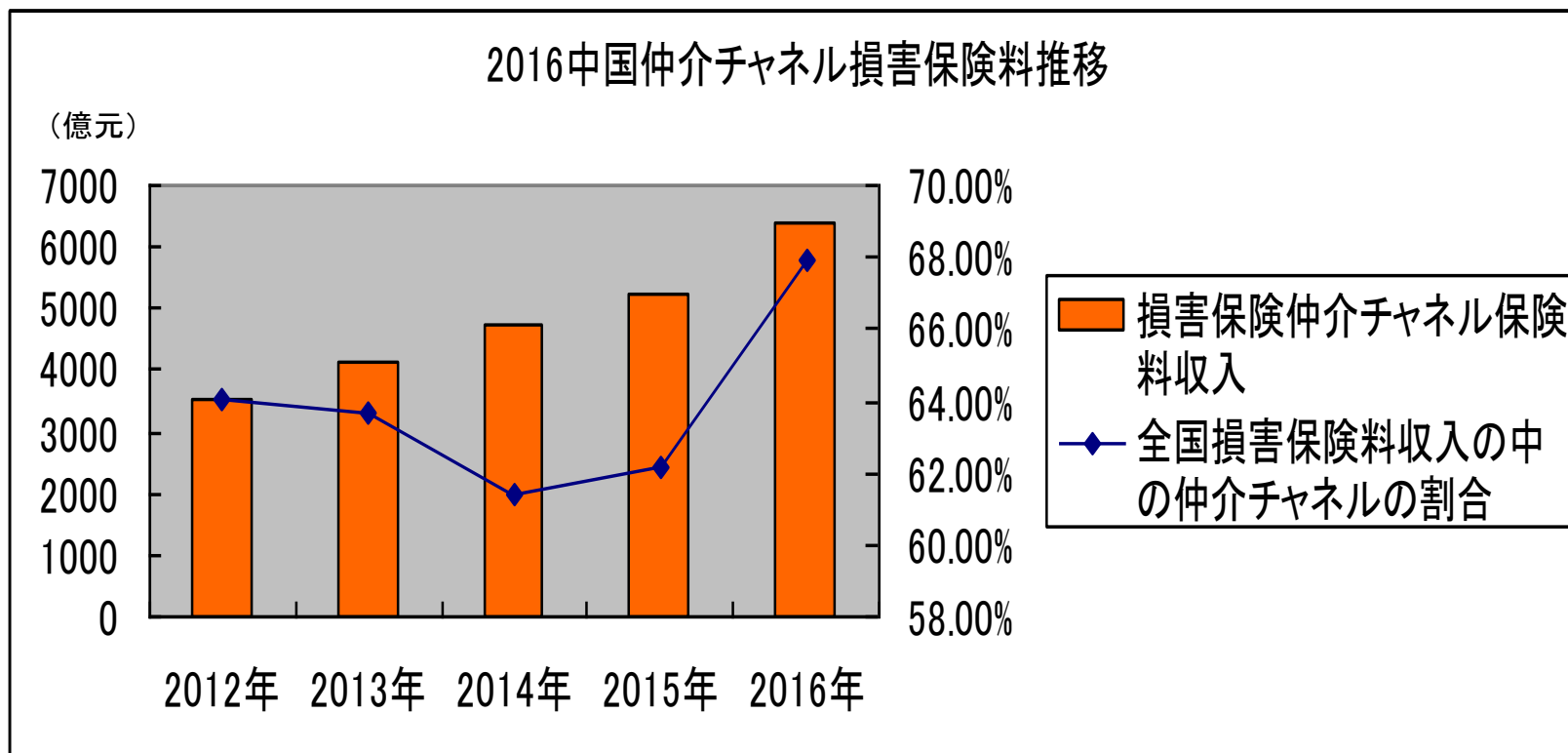
2016中国損害保険種目別ポートフォリオ



出所: 2017中国保険年鑑

1. 中国の損害保険市場の概要－販売チャネル

- ・中国には、2016年末時点で、専業保険ブローカーが469社、専業保険代理店1,774社のほか、兼業の保険代理機構が約3.2万社および個人代理人が約657万人存在しています。
- ・ブローカー、保険代理店等を経由した間接販売保険料は総保険料の約69%を占めています。



出所: 2017中国保険年鑑

2. 中国の損害保険市場の動向－損害保険市場開放の歩み

・中国では、1949年の建国と同時に損害保険業がスタートしました。

【1949年～1980年】

- ・中華人民共和国設立と同時に、中国の保険事業がスタート。民間の保険会社は国営のPICCに統合。
- ・1958年から1979年までは国内保険業務は活動停止。1980年以降、実質PICCの市場独占状態。

【1980年から1990年代】

- ・中国の金融市場開放計画が立ち上がり、外国保険会社が中国現地へ「代表処」を設立。
- ・1988年に平安保険、1991年に太平洋保険といった全国規模の保険会社が設立。保険市場はPICC独占から販売競争時代へ。
- ・1992年に中国人民銀行が「上海外資保険機構暫行管理弁法」を制定。外国保険会社の支店、合弁会社が設立可能に。

【2000年代以降】

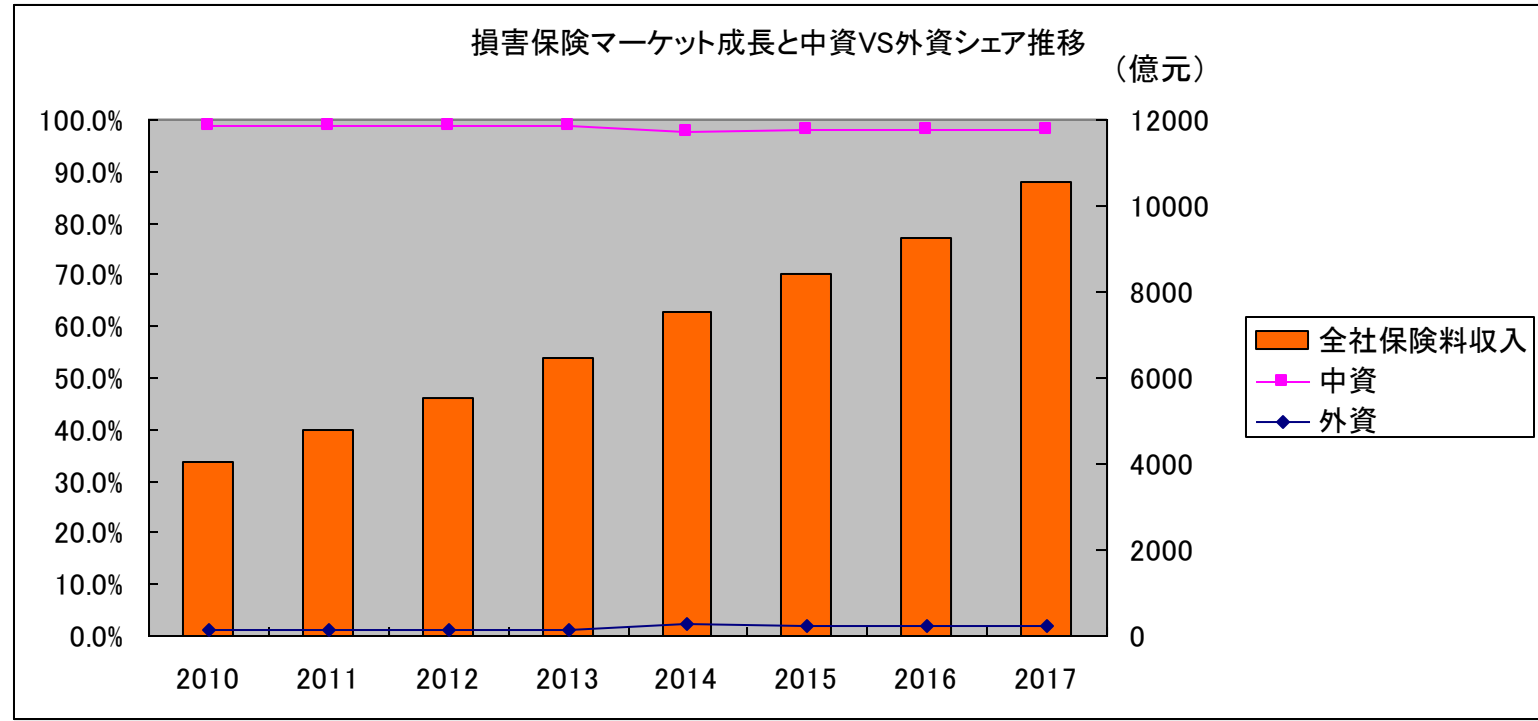
- ・2001年に中国がWTOに加盟。損害保険分野で100%外資経営が認められる。
- ・外資系損害保険会社に対し、2004年に出店の地域制限撤廃、2012年に自動車強制保険の販売を認める等、市場開放措置が取られている。

【日系損保会社の中国支店(現地法人)設立の流れ】

年	損保会社名	進出状況
1994	東京海上	上海に支店開設
2001	三井住友海上	上海に支店開設
2003	損害保険ジャパン	大連に支店開設
2007	あいおい損保	天津に支店開設
2009	日本興亜損保	深センに現地法人開設

2. 中国の損害保険市場の動向－今後の損害保険市場開放の見通し

- ・中国では、近年、損害保険市場自由化への流れが継続しており、2016年には保険料の自由化や補償内容の範囲拡大などを柱とする自動車(任意)保険の約款・料率自由化が全国で実施されました。
- ・また、2013年から2016年にかけて、衆安在線財産保険(以下、衆安保険)を始めとするインターネット専業損害保険会社が複数認可・設立され、Fin-Tech(金融/ITの融合)化、インターネット損害保険市場の形成が急速に進んでいます。
- ・一方で、外資系損害損保会社は、地域限定免許制の下、拠点数が少ないこと、損害保険の大数を占める自動車保険市場での知名度不足等の要因により、マーケット・シェアの拡大が進んでいないのが現状です。
- ・本年4月より、保険監督当局は銀行監督当局に統合し、「中国銀行保険監督管理委員会」として再編されました。これに伴い、今後、市場開放の動きが更に進むことが期待されます。

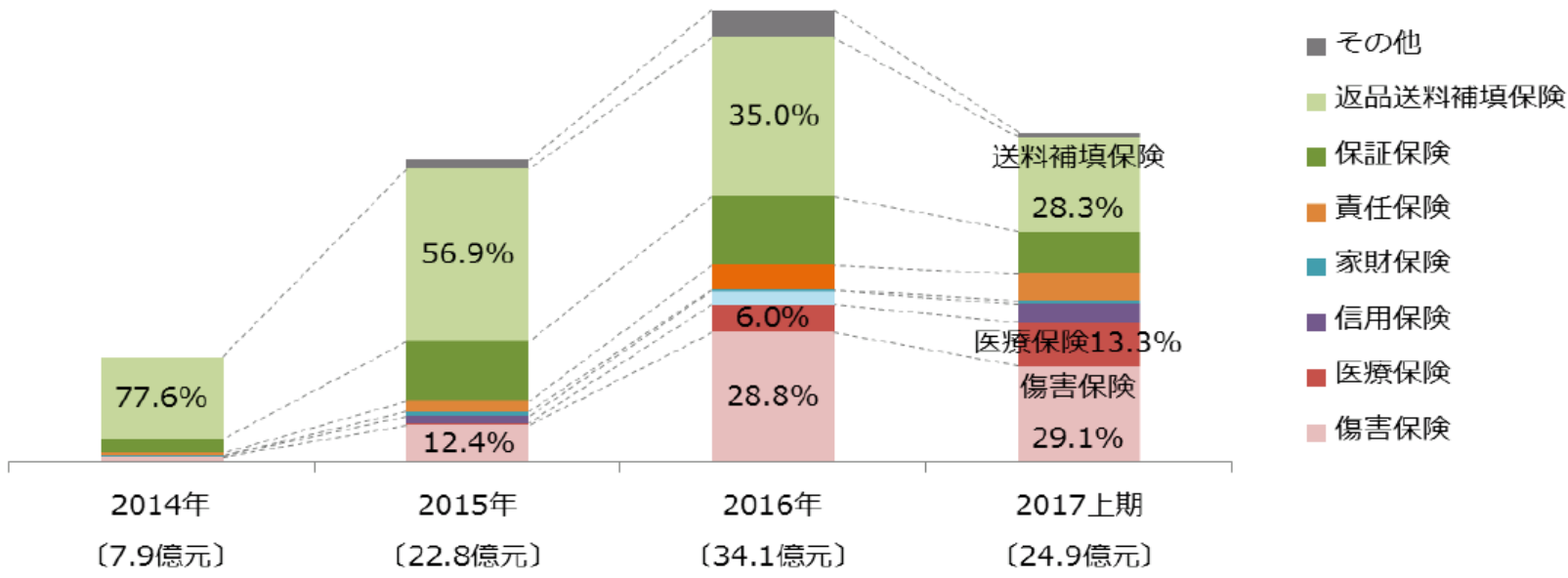


出所: 2017中国保険年鑑

2. 中国の損害保険市場の動向 – Fin-Techの動向

- 中国でのインターネット人口の増加やスマートフォンの急速な普及という社会現象の中、中国初のインターネット専門損害保険会社である衆安保険が、アリババグループ、テンセントホールディングスといった、中国を代表するFin-Tech企業や平安保険の出資により、2013年に誕生しました。
- 衆安保険は、保険とFin-Techの融合「インシュテック」を掲げており、元々の主力商品は、アリババ傘下のインターネットストアで購入した商品に欠陥や不満が発生した場合の返送送料を補償する返品送料補填保険でしたが、2017年以降は医療保険、傷害保険といったヘルスケア分野を強化しており、インターネット損害保険市場の形成を牽引しています。

【衆安保険の収入保険料規模と商品構成割合】

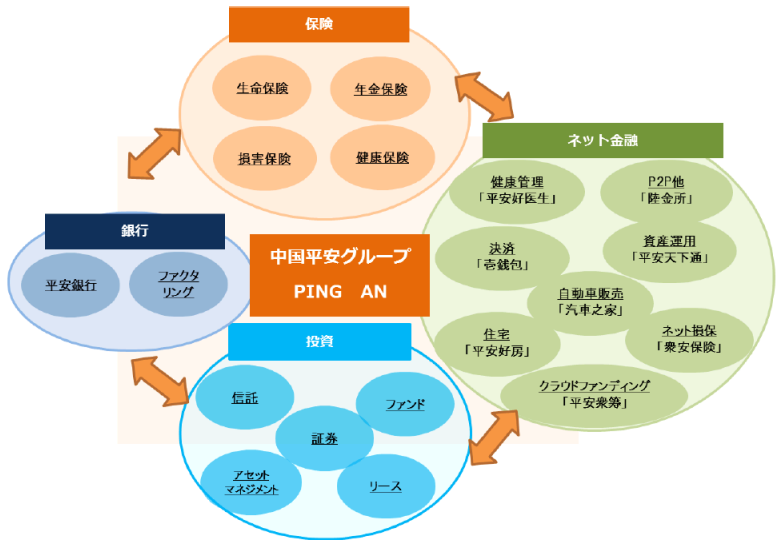


出所：ニッセイ基礎研究所 保険・年金フォーカス(2017年8月15日)

2. 中国の損害保険市場の動向－中資系損害保険会社の動向

- ・中資系大手損害保険会社の中でもFin-Techを重視する動きが出てきています。
- ・中国国内シェア第2位の平安保険グループは、「IT×金融×生活サービスの融合」を掲げ、Fin-Techを保険、銀行、証券に次ぐ事業として取り組んでいます。
- ・具体的には、保険料のインターネット決済、インターネットを經由した金融商品の購入などがあり、さらには医師とのオンラインによる健康相談サービスやオンライン住宅売買サービスを通じた、医療保険販売や不動産売買もしています。
- ・蓄積された各種ビッグデータのFin-Tech活用により、顧客層の拡大や、既存の金融商品とのクロスセル販売といった効果が表れていることから、今後、個人の財テク分野や健康分野を重視するようです。

【平安保険が形成する金融経済圏(主なもの)】



<平安保険が形成するサービスのクロスセル効果>

2016年上半期	生命保険	車輻保険	銀行預金・理財	クレジットカード	ネット金融
生命保険 (4,631万人)	-	12%	14%	14%	3%
車輻保険 (3,355万人)	16%	-	11%	12%	1%
銀行預金・理財 (3,512万人)	18%	10%	-	26%	4%
クレジットカード (2,086万人)	29%	19%	44%	-	3%
ネット金融 (511万人)	23%	10%	24%	14%	-

出所: ニッセイ基礎研究所 保険・年金フォーカス(2017年8月15日)

2. 中国の損害保険市場の動向－外資系損害保険会社の動向

- ・外資系損害保険会社の中には、成長する自動車保険市場のシェアを拡大するために、中資系損害保険会社との合併を通じて市場に参入する会社が出てきました。
- ・安盛保険 (AXA) は、2014年に中資系の天平汽車保険 (TP) を買収し、安盛天平 (AXATP) となりました。
- ・AXATPは、AXAグループが持つ保険管理技術と、TPが持つ現地ネットワークやインターネット販売ノウハウを生かすため、インターネット販売に重点を置いた結果、中国の急速なインターネット普及という流れに乗り、外資系損害保険トップシェアとなっています。
- ・一方、日系損害保険会社は、外資系損保会社の課題である拠点数不足、知名度不足を解決するため中資系損害保険会社との提携を行い、自動車保険市場におけるシェア拡大を狙っています。

【日系損害会社の中資系損害保険会社提携状況】

年	損害保険会社名	業務提携先
2004	三井住友海上	太平洋保険
2006	あいおい	平安保険
2012	東京海上日動	PICC
2014	損害保険ジャパン	大地保険

2. 中国の損害保険市場の動向－保険会社への規制

- ・本年4月に中国人民銀行は金融市場の開放策を6月末から実施する方針を示しました。証券や生命保険の外資出資比率の上限を51%に上げ、3年後に全額出資を認めることが予定されています。
- ・損害保険分野でも保険代理店の外資出資規制が撤廃され、中国国内企業と同等の取り扱いが認められるようになりました。
- ・中国日本商工会では、毎年「中国経済と日本企業白書」を編集し、産業別に日本企業の抱える課題にもとづき、中国政府に対する建議を行っています。

【損害保険分野の主な規制】

	規制内容	課題	根拠
1	保険会社は同業の保険会社を2社以上経営することができない。	ターゲット市場やセグメントに応じた同一国内での複数のブランド展開ができない。	保険会社株式管理弁法
2	外資保険会社は経営範囲として、リスクマネジメントサービス業務などを顧客に提供する場合、顧客から対価を受領することができない(子会社の設立が必要)。	事業拡大が制限され、顧客サービス向上が妨げられている。	外資系保険会社条例
3	C-ROSS規制(中国ソルベンシー能力体系)において、国内再保険会社への出再に比べ、国外再保険会社への出再に関する信用リスク係数が高く設定されている。	非差別的な取扱いを志向するCBIRCの立場と一貫しておらず、国外出再を制限する規定となっている。	C-ROSS規定「信用リスク最低資本」